平成30年第4回さくら市議会定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項目名	~°,	ージ
1	組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい て	Р	1
2	さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 の一部改正について	Р	1
3	平成30年度さくら市一般会計補正予算(第5号)	Р	2
4	平成30年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	Р	3
5	平成30年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	Р	4
6	平成30年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第2号)	Р	4
7	平成30年度さくら市水道事業会計補正予算(第1号)	Р	4
8	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	Р	5
9	人権擁護委員候補者の推薦について	Р	5
10	人権擁護委員候補者の推薦について	Р	5
11	議案説明資料 参照法令等	Р	7
12	さくら市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	Р	8
13	さくら市部設置条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	Р	9
14	さくら市保育園運営審議会条例の一部を改正する条例案新旧対 象条文	Р	11
15	さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧 対象条文	Р	12
16	さくら市保健センター条例の一部を改正する条例案新旧対象条 文	Р	13
17	さくら市予防接種事故調査委員会条例の一部を改正する条例案 新旧対象条文	Р	14
18	さくら市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する 条例案新旧対象条文	Р	15
19	さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例案新旧対象条文	Р	16

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上 げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例2件、予算5件及び その他の議案等3件であります。

議案第1号は、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定についてであります。

本案は、市民サービス向上及び事務の効率化のため平成 31 年4月から組織を改編するに当たり、部の新設及び関係する部 課の名称を変更するため関係条例の一部改正が必要となり、当 該一部改正条例を整備する条例を制定するものであります。

議案第2号は、さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり ます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 1 日に施行されることに伴い都道府県又は市の議会の議員選挙に おいて、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することが可能となり、条例の定めにより一定額の範囲内で公費負担を行うことができるようになることから、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、平成30年度さくら市一般会計補正予算(第5号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に1億3,725万9千円を追加 し、予算の総額を190億7,520万3千円とするものであります。

歳入の主なものは、14 款国庫支出金で、障害児通所給付費等 負担金 1,150 万円、17 款寄附金で、ふるさとづくり寄附金 1,000 万円、19 款繰越金で、前年度繰越金 7,863 万 4 千円を追加し、 それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 1,290 万 6 千円、3 款民生費で、介護給付・訓練等給付事業費 2,649 万 3 千円、8 款土木費で、急傾斜地崩壊対策事業負担金 1,102 万 6 千円、ブロック塀等撤去費補助事業費 300 万円を

追加し、それぞれ計上いたしました。また、職員の人事異動等 の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第2表繰越明許費は、農業振興事務ほか1件で、年度内の業 務完了が見込めないことによるものであります。

第3表債務負担行為の補正は、氏家地区と喜連川地区の道路 管理業務委託を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、急傾斜地崩壊対策事業債を追加する ものであります。

議案第4号は、平成30年度氏家都市計画事業上阿久津台地土 地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 362 万 3 千円を追加し、予算の総額を 4 億 9,150 万 6 千円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で、一般会計繰入金 362 万 3 千円を追加、歳出では、1 款土地区画整理事業費で、職員人件費 362 万 3 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。 議案第 5 号は、平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計 補正予算 (第 1 号) であります。

今回の補正予算は、債務負担行為の補正で、汚水桝設置等業 務委託を追加するものであります。

議案第6号は、平成30年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,326 万 8 千円を追加し、 予算の総額を 31 億 1,740 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものは、4 款支払基金交付金で、地域支援事業交付金348万2千円、9 款繰越金で、前年度繰越金296万6千円を追加、歳出の主なものは、3 款地域支援事業費で、介護予防・生活支援サービス事業費1,089万9千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第7号は、平成30年度さくら市水道事業会計補正予算(第 1号)であります。 予算第2条債務負担行為の補正は、次亜塩素酸ナトリウム購入ほか1件を追加するものであります。

報告第1号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、議会において指定されている 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分したので、同法の規定により報告するものであります。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦に ついてであります。

諮問第1号は、現委員の瀧澤惠美子氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、現委員の吉澤京子氏が平成31年3月31日を もって任期満了となるため、新たに木下秀房氏を人権擁護委員 候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定 により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (抄)

(議決事件)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (1) 条例を設け又は改廃すること。
 - (2) 予算を定めること。
 - (3)~(15) 略
- 2 略

(議会の委任による専決処分)

- 第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により 特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にするこ とができる。
- <u>2</u> 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

◎ 人権擁護委員法 (昭和 24 年法律第 139 号) (抄)

(委員の推薦及び委嘱)

- 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。
- 2 略
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4~8 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項(平成 17 年 4 月 8 日議決)

議会の権限に属する事項中地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	100 万円以下の損害	平成17年第1回	議員案第5号	平成 17 年 4 月
	賠償の額の決定及び	さくら市議会臨		8 日
	和解に関すること。	時会		

○さくら市議会委員会条例(平成17年さくら市条例第175号)(第1条関係) (1/1)

改		玄术的(十)以1 案		現		行
(常任委員の所属、	常任委員会の名称、	委員定数及び	(常住	£委員の所属、	常任委員会の名称、	委員定数及び
その所管)			その	所管)		
第2条 略			第2条	略		
2 略			2 略			
(1) 略			(1)			
(2) 文教厚生常任					E委員会 6人	
	健康福祉部及び教育	が委員会の所管		市民福祉部	及び教育	である。 「委員会の所管
に属する事項				属する事項		
(3) 略			(3)	略		

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

行

○さくら市部設置条例(平成17年さくら市条例第5号)(第2条関係)

(1/2)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 158 条 | 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 158 条 第1項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事 務を分掌させるため、次の部を置く。

TF.

総合政策部

改

市民生活部

健康福祉部

産業経済部

建設部

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

- (1) 秘書及び褒賞に関すること。
- (2) 組織の機構及び人事に関すること。
- (3) 文書及び例規に関すること。
- (4) 議会及び行政一般に関すること。
- (5) 消防及び防災に関すること。
- (6) 市政策の進行管理及び総合調整に関すること。
- (7) まちづくりに関すること。
- (8) 統計及び事務管理に関すること。
- (9) 電子計算組織に関すること。
- (10) 広報及び広聴に関すること。
- (11) 財政に関すること。
- (12) 財産の管理に関すること。
- (13) 市税等に関すること。
- (14) 他の部の所管に属さないこと。

市民生活部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関するこ と。
- (2) 国民健康保険に関すること。
- (3) 国民年金及び後期高齢者医療に関すること。
- (4) 生活環境の保全に関すること。
- (5) 公害に関すること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (7) 交通安全及び防犯に関すること。

(設置)

第1項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事 務を分掌させるため、次の部を置く。

総合政策部

現

市民福祉部

産業経済部

建設部

(分掌事務)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

- (1) 秘書及び褒賞に関すること。
- (2) 組織の機構及び人事に関すること。
- (3) 文書及び例規に関すること。
- (4) 議会及び行政一般に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 消防及び防災に関すること。
- (7) 市政策の進行管理及び総合調整に関すること。
- (8) まちづくりに関すること。
- (9) 統計及び事務管理に関すること。
- (10) 電子計算組織に関すること。
- (11) 広報及び広聴に関すること。
- (12) 財政に関すること。
- (13) 財産の管理に関すること。
- (14) 市税等に関すること。
- (15) 他の部の所管に属さないこと。

市民福祉部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関するこ と。
- (2) 国民年金に関すること。
- (3) 生活環境の保全に関すること。
- (4) 公害に関すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (6) 社会福祉に関すること。

- (7) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に

行

○さくら市部設置条例(平成17年さくら市条例第5号)(第2条関係)

(2/2)

健康福祉部

(1) 介護保険に関すること。

改

- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。
- (4) 子育て支援及び児童福祉に関すること。

TF.

産業経済部

- (1) 農業及び水産に関すること。
- (2) 林業に関すること。
- (3) 地籍調査に関すること。
- (4) 商業、工業及び労働に関すること。
- (5) 観光に関すること。
- (6) 土地改良に関すること。

建設部

- (1) 道路及び河川に関すること。
- (2) 住宅に関すること。
- (3) 都市計画及び建築に関すること。
- (4) 街路、公園及び緑地に関すること。
- (5) 十地区画整理に関すること。
- (6) 開発指導に関すること。

関すること。

(8) 保健衛生に関すること。

現

(9) 子育て支援及び児童福祉に関すること。

産業経済部

- (1) 農業及び水産に関すること。
- (2) 林業に関すること。
- (3) 地籍調査に関すること。
- (4) 商業、工業及び労働に関すること。
- (5) 観光に関すること。
- (6) 土地改良に関すること。

建設部

- (1) 道路及び河川に関すること。
- (2) 住宅に関すること。
- (3) 都市計画及び建築に関すること。
- (4) 街路、公園及び緑地に関すること。
- (5) 十地区画整理に関すること。
- (6) 開発指導に関すること。

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市保育園運営審議会条例(平成17年さくら市条例第108号)(第3条関係)

(1/1)

改 正 案	現	行
(庶務)	(庶務)	
第9条 審議会の庶務は、健康福祉部こども政策課に	第9条 審議会の庶務は、	市民福祉部児童課 に
おいて処理する。	おいて処理する。	

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市子ども・子育て会議条例(平成25年さくら市条例第29号)(第4条関係)

(1/1)

	改	正	案			現	:	行
(庶務)	ı				(庶務)			
第7条	子ども・	子育て会議の原	系務は、 <u>健康福祉</u>	部こ 第	97条	子ども・	子育て会議の庶務は、	市民福祉部児
<u>ども政</u>	(策課にお)	いて処理する。			童課	におし	ハて処理する。	

○さくら市保健センター条例(平成17年さくら市条例第123号)(第5条関係)

(1/1)

しさくら巾米健化・			
改 正 	案	現	行
(職員)		(職員)	
第4条 略		第4条 略	
2 センターの事業に従事する職員	は、 <u>健康福祉部</u> 健康	2 センターの事業に従事	事する職員は、 <u>市民福祉部</u> 健康
増進課の職員をもって充てるもの	のとし、事業により	増進課の職員をもって	充てるものとし、事業により
専門的な医療技術を必要とする。	場合は、その都度専	専門的な医療技術を必	要とする場合は、その都度専
門職に委託するものとする。		門職に委託するものと	する。
(管理)		(管理)	
第5条 センターの管理は、健康	福祉部健康増進課に	第5条 センターの管理	関は、市民福祉部健康増進課に
おいて行うものとする。		おいて行うものとする。	0

(1/1)

○さくら市予防接種事故調査委員会条例(平成17年さくら市条例第124号)(第6条関係)

	改	正	案		現	行
(庶務)				(庶務)		
第8条	委員会の庶務	は、 <u>6</u>	建康福祉部健康増進課にお	第8条	委員会の庶務は、	市民福祉部健康増進課にお
	理する。				理する。	

○さくら市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年さくら市条例第1号)(第7条関係) (1/1)

		改	正	案			現		行	
	(庶務)					(庶務)				
第	5条	新型イン	フルエンザ等対	策本部の庶務は、	健	第 5 条	新型インフルコ	ェンザ等対策本	(部の庶務は、	市
	康福祉	部健康増進	生課において処.	理する。		民福祉	部健康増進課に	おいて処理す	る。	

さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成20年さくら市条例第23号) TF. さくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけ さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負 るビラの作成の公費負担に関する条例 担に関する条例 (趣旨) (趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に 号。以下「法」という。)第 142 条第 11 項の規定に 基づき、さくら市議会議員及びさくら市長の選挙に 基づき、さくら市長 の選挙に おける法第142条第1項第6号のビラの作成の公費 おける法第142条第1項第6号のビラの作成の公費 負担に関して必要な事項を定めるものとする。 負担に関して必要な事項を定めるものとする。 (ビラの作成の公費負担) (ビラの作成の公費負担) 第2条 さくら市議会議員及びさくら市長の選挙にお 第2条 さくら市長 の選挙にお ける候補者(以下「候補者」という。)は、第4条に ける候補者(以下「候補者」という。)は、第4条に 規定するビラの 1 枚当たりの作成単価にビラの作成 規定するビラの 1 枚当たりの作成単価にビラの作成 枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定め 枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定め る枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じ る枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じ て得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成す て得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成す ることができる。ただし、当該候補者に係る供託物 ることができる。ただし、当該候補者に係る供託物 が法第93条第1項(同条第2項において準用する場 が法第93条第1項(同条第2項において準用する場 合を含む。)の規定により市に帰属することとならな 合を含む。)の規定により市に帰属することとならな い場合に限る。 い場合に限る。